

◎新潟県告示第999号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成27年7月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	変 更 事 項	旧	新	変 更 年 月 日
野村こどもクリニック	長岡市三和3丁目8番14	名称	野村クリニック	野村こどもクリニック	平成27年6月8日
至誠会訪問看護ステーションたんぼぼ	長岡市町田町字湯沢575番地	名称	長岡南老人訪問看護ステーション	至誠会訪問看護ステーションたんぼぼ	平成17年7月11日
至誠会訪問看護ステーションたんぼぼ	長岡市町田町字湯沢575番地	住所表示	長岡市町田町585	長岡市町田町字湯沢575番地	平成17年7月11日
瀬賀医院	村上市吉浦3060番地8	住所表示	村上市吉浦3060番地	村上市吉浦3060番地8	平成27年2月24日